

SGEC 規準文書 1

理事会 2021

2021.3.30

SGEC認証制度の管理運営規則

目次

1. 総則
2. 規格の制定
3. 森林管理(FM)認証
4. COC(林製品の生産・加工・流通)認証
5. 認証機関
6. 商標
- 7 登録システム
- 8 苦情処理

関連文書

- ・SGEC規準文書1:2021 「SGEC認証制度の管理運営規則」
- ・SGEC規準文書2:2021 「SGEC規格の制定」
- ・SGEC 規準文書 3:2021「SGEC 持続可能な森林管理-要求事項」
- ・SGEC規準文書3-1:2021「SGECグループ森林管理-要求事項」
- ・SGECガイド文書3:2021 「SGECアイヌ民族に対するFPICの実施手引」
- ・SGEC規準文書4:2021 「SGEC森林及び森林外樹木産品COC-要求事項
- ・SGEC 規準文書 5-1:2021 「SGEC 森林管理認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」
- ・SGEC規準文書5-2:2021「SGEC -COC規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」
- ・SGEC規準文書6:2021 「SGEC商標使用規則-要求事項」
- ・SGECガイド文書6:2021 「SGEC/PEFCジャパンによるSGEC商標使用によるライセンス番号の発行」
- ・SGECガイド文書7:2021 「SGEC情報及び登録システム-データに関する要求事項」
- ・SGECガイド文書8:2021 「SGEC苦情処理に関する規則」

SGEC 規準文書 1

- 付属書 1 森林認証(FM 及び COC)の定期審査に係る調査事項
- 付属書 2 森林管理認証公示料及び COC 公示料
- 付属書 3 認証審査調書報告様式
- 付属書 4 SGEC 文書管理について
- 付属書 5 SGEC/PEFC 顕彰に関する文書

1. 総則

1.1 適用範囲

1.1.1 一般社団法人緑の循環認証会議(以下「SGEC/PEFC ジャパン」という。) 定款第3条第2項第1号及び同2項で規定する SGEC 森林認証制度(以下「SGEC 認証制度」という。)の管理運営については、この規準文書の定めるところによる。

1.2 制度の目標

1.2.1 SGEC 認証制度は、モントリオール・プロセスを基本に、日本の生態的・社会的・経済的条件に即した森林管理を目指し、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)」の採択や 2018 年 PEFC 国際森林認証規格等一連の PEFC 国際認証規格改正を踏まえ、「緑の循環」による生態系サービスの増進を通じて、持続可能な開発目標(SDGs)と持続可能な地域社会の実現に貢献することを目指す。

1.2.2 SGEC 認証制度は、PEFC 国際認証規格に適合した認証規格を保持し、独立した第三者認証の下で森林認証制度の普及・定着を図り、森林製品のサプライチェーンを通して、森林管理における責任ある実践を促進し、木材と非木質林産物が環境的、社会的、倫理的規格を高度に尊重して生産されていることを保証する。このことを通じて、消費者の選択的購買の下で、認証された林産品の需要と供給を促進し、市場主導による森林管理の継続的な改善に貢献する。

1.3 制度の仕組み

1.3.1 SGEC 認証制度は、制度の信頼を確保するために、「スキームオーナー(Scheme Owner)」、「認定機関(Accreditation Body)」、及び「認証機関(Certification Body)」の三者が厳格に独立した形で運営するシステムとしている。

注意書 1 スキームオーナー(Scheme Owner)は、認証規格の策定と認証制度の管理運営を担う機関。SGEC 認証制度の場合は SGEC/PEFC ジャパンが担う。

注意書 2 認定機関は、ISO 国際規格に基づき認証制度の規格の認める範囲内で認証機関を認定する機関。日本には日本適合性認定協会(JAB)がある。

注意書 3 認証機関は、森林管理認証規格及び COC 認証規格に基づき森林管理認証及び COC 認証を行う機関。

1.3.2 SGEC 認証制度は、PEFC 評議会の承認を受けており、これを求めるにあたっては、PEFC 評議会によって、公開かつ透明で独立した承認プロセスが実践され、全世界の同一かつ高い水準で PEFC 国際認証制度への適合性について検証されている。

1.3.3 SGEC 認証制度は、前2項で規定するシステムの下で、公開のもとで認証規格を策定し、信頼性を確保するとともに国際的レベルを保持する制度として管理・運営する。

1.4 認証制度の管理運営

1.4.1 SGEC/PEFCジャパンは、本SGEC規準文書で規定するSGEC認証制度の管理運営に係る業務を執行する。

1.4.2 SGEC/PEFCジャパンは、2016年にPEFC評議会との間で日本国内のPEFC国際認証制度の管理に関する契約を締結し、日本のPEFC認証制度の認可団体として国内におけるPEFC国際認証制度の管理を代行する。

2. 認証規格

2.1 認証規格の策定

2.1.1 SGEC 認証規格は、日本国内において、広範囲なステークホルダーの関与のもとに透明性の高い公開協議とコンセンサスをベースに策定する。

2.1.2 認証規格の制定のプロセスは、SGEC 規準文書 2:2021「規格の制定」に基づき行われる。

2.2 認証規格の仕組み

2.2.1 森林認証規格は、森林の管理状況を認証する規準となる森林管理認証規格(FM 認証規格)と、認証された森林から生産された木材等(非木材林産物を含む。)について生産・加工・流通の各工程(COC)を担う組織(企業等)を認証する規準となる COC 認証規格との二つの基本的な規格から成り立っている。更に、これらの森林及び COC を認証する認証機関に対する規格を定めている。

2.2.2 前項の規格を厳格に遵守することによって、消費者の立場に立った環境、社会、経済の各分野を網羅する森林管理認証規格に適合した持続可能な森林経営の実現と認証森林から生産・加工された認証林産物を検証可能な制度によって確実に消費者に届けることを第三者認証の下で制度的に担保している。

2.3 認証規格の制定及び改正

2.3.1 認証規格は5年ごとに見直しが行われる。

2.3.2 認証規格の制定及び改正は、PEFC 国際認証規格の制定及び改正、森林管理等に係る新たな国際条約等の締結、国内制度の改正、更には新たな知見等が公表された場合で、必要な場合は速やかに行わなければならない。特に、アイヌ関連規格については、関係団体等の情報の共有に努めるとともに国際機関、国及び関係行政機関による動向を注視する。

2.3.3 規格の制定及び改正は、次の責任を負う恒常的な委員会等において行わなければならない。

(1)SGEC 定款第 52 の1条に基づく規格管理委員会

規格管理について意見を聴くために、学術、環境、市民・消費者等を代表する幅広い委員から構成されている。更に、その開催に当たっては広く公開し、同委員以外のステークホルダーが同委員会に参加を希望した場合には、その参加を認め、前記既任命の委員構成を修正す

ることとしている。また、必要に応じて同委員会内に専門的な事項を審議するため作業部会を設置することができることとしている。

(2) SGEC 定款第 52 条に基づく評議委員会

学術、環境、市民・消費者の立場からの意見を求めるため学界及び NGO・環境団体等の専門家から構成されている。

(3) SGEC 定款第 5 章に基づく理事会

各般にわたって公平・公正な審議がなされるよう学界、産業界及び環境・社会の3分野に所属する理事によって構成されている。

2.3.4 規格の制定及び改正は、次の審議プロセスを経て行われなければならない。

(1) 事務局による作業用原稿の策定

事務局は、PEFC 国際認証国際規格の改正等、国際法。国内法の改正等及び SGEC フォーラム、セミナー等で幅広くステークホルダーの意見を聴くとともに認証事業の実行状況を検証し作業用原稿を策定する。

(2) 規格管理委員会による照会用原稿の策定

規格管理委員会は作業用原稿の提示を受けて検討審議し、照会用原稿を策定する。

(3) 照会用原稿により公開協議(パブリックコメント)の実施

照会用原稿により公開協議を実施し、広くステークホルダーの意見を聴く。

(4) 規格管理委員会による最終原稿の策定

規格管理委員会は公開協議において提起された意見を踏まえ最終原稿を策定する。

(5) 評議委員会による最終原稿の審議

評議委員会は最終原稿について審議し、理事会に意見を述べ得る。

(6) 理事会による最終原稿を認証規格として承認

理事会において評議委員会の意見を聴いて承認する。

(7) 評議委員会又は理事会において最終原稿について異議若しくは否決された場合には再度規格管理委員会において審議

評議委員会で審議の結果、最終原稿に対して意見が提示されて場合には、理事会は当該最終原稿を規格管理委員会に差し戻し、規格管理委員会は評議委員会との合同会議の開催等により合意を得るための必要な検討・審議を行い、再度最終原稿を策定し理事会の承認を受けなければならない。

3. 森林管理認証 (FM 認証)

3.1 森林管理認証

3.1.1 森林管理認証の目標は、日本の森林の自然的、社会的な立地に即して、その経済的、環境的、社会的機能の発揮を十全に果たすことができる持続可能な森林管理の実現を目指し、

「緑の循環」を基調とする潤いのある持続可能な社会の構築と緑豊かな自然環境の保全に資する。

3.1.2 日本の森林は、一般的にその所有構造が極めて小規模・零細的であることから、森林認証の円滑な取得を促進するために、SGEC/PEFC ジャパンは、小規模な森林所有者が参画する森林組合や認証協議会組織等森林所有者組織の振興とグループ組織による認証の取得を支援する。

3.2 森林管理認証規格

3.2.1 森林管理認証は、SGEC 規準文書 3:2021「SGEC 持続可能な森林管理—要求事項」及び関連する規格に基づき行われなければならない。

3.3 森林管理認証の取得

3.3.1 森林管理認証の取得を希望する者は、SGEC 森林管理認証機関として SGEC の公示を受けた公示認定認証機関に申し込み、認証審査を受け、SGEC が定める認証規格に適合した森林管理を実施していると認められた場合には、SGEC 認証を取得することができる。

注意書:SGEC 森林管理認証を行う認証機関の要件は、SGEC 規準文書 5-1「SGEC 森林管理認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」で定める。

3.3.2 森林管理者(森林所有者を含む)は、森林経営規模及びその管理等の状況に応じ、効率的、効果的な森林管理認証の取得のために、次のいずれかの種類の森林認証を取得することができる。

(1) 個別認証

個別認証は、単独の森林管理者による管理区域を単位とした森林管理認証とする。

(2) グループ認証

グループ認証は、単一の認証の下に多数の森林管理者で構成される認証区域を含む森林管理認証とする。

お、グループ認証の要件は、別に定める SGEC 規準文書 3-1:2021「SGEC グループ森林管理—要求事項」による。

3.3.3 森林管理認証を取得した森林所有者・管理者は、当該森林において下記 4.3.3 の業種のうち認証生産物の生産(採取)及びその販売を行う場合には、下記 4.5 の COC 認証及びその公示を要しないものとする。但し、その場合、規準文書 3「持続可能な森林管理—要求事項」に基づくほか、規準文書 4「SGEC 森林及び森林外樹木製品の COC—要求事項」に基づき実施しなければならない。

3.4 森林管理認証の管理

3.4.1 森林管理認証の有効期間は、5 年とし、この期間が経過すると、その効力を失う。森林管理者は、引き続き認証を受けようとする場合には、その時点で有効な SGEC 認証規格に基づき、

更新のための認証審査を受けなければならない。

3.4.2 森林管理者は、当該森林管理認証を受けた認証機関により、当該認証森林の管理経営状況等について、その時点で有効な SGEC 認証規格に基づき、年1回定期審査を受けなければならない。なお、他の認証機関に交代して定期審査を行わせる場合には、その時点で当該交代した認証機関による本基準文書 3.3 の森林管理認証を改めて受けなければならない。ただし、当該認証を実施した認証機関が ISO/IEC 17065 の 6.2.2 (外部委託) に準じた要求事項のもとで行った認証審査結果に基づき定期審査を実施するために必要な情報を当該交代する認証機関に提供する場合にあっては、当該森林管理者は上記 3.3 に規定する森林管理認証を改めて受けることを要しないものとする。

3.5 森林管理認証公示等

3.5.1 認証機関は、森林管理を認証した場合並びに更新及び定期審査を行った場合には、SGEC/PEFC ジャパンに報告をしなければならない。

3.5.2 SGEC/PEFC ジャパンは、前記森林管理の認証及び更新審査を受けた森林を公示する。
注意書:森林管理認証が公示された森林は、SGEC/PEFC ジャパンの HP で公表する。

3.6 森林管理認証の取消し

3.6.1 認証機関は、次のいずれかの事実が判明した場合は、当該森林管理認証を取り消さなければならない。

- (1) 更新のための認証審査及び定期審査において是正することとした重要な是正措置が講じられていない場合
- (2) 重大な違法行為等を行っていることが判明した場合
- (3) その他森林管理の認証基準から著しく乖離している場合

3.6.2 認証機関は、前項の森林管理認証を取消した場合には、当該森林管理者にその旨通知するとともに、SGEC/PEFC ジャパンに同様の報告を行わなければならない。

3.6.3 SGEC/PEFC ジャパンは、前項の報告を受けた場合には、当該森林管理認証の公示を抹消する。

3.7 森林管理認証公示料

3.7.1 森林管理認証取得者は、付属書 2 に定める森林管理認証公示料について当該認証機関を通じて SGEC/PEFC ジャパンに支払わなければならない。なお、前項に基づき同認証が抹消された場合、すでに納付された同公示料は返却しない。

4. COC(森林及び森林外樹木製品の生産・加工・流通)認証

4.1 COC 認証

4.1.1 COC 認証の目的は、森林及び森林外樹木製品の由来が、SGEC 認証を受けた持続可能に管理された森林及びリサイクル原材料や管理材であることを正確かつ検証可能な情報として提供することにある。

4.1.2 COC 認証によって森林及び森林外樹木製品のトレサビリティーを明確にして保証し、消費者の選択的購買の下で、認証された森林及び森林外樹木製品の需要と供給を促進し、活発な認証材市場を実現し、認証材製品について広く社会への普及・浸透を目指す。

注意書 1:管理材とは、認証 COC 組織(企業等)が DDS(デューデュリジェンス・システム)の実施によって当該原材料が「問題のある出处」からであるリスクが「極小」とであると決定した森林及び森林外樹木産原材料を対象とするカテゴリーである。

注意書 2:DDS(デューデュリジェンス・システム)とは、森林及び森林外樹木産原材料について、「出处に問題」があるリスクを削減するために、組織(企業等)が行なう当該林産品の原材料に関する情報の収集、リスク評価及びリスクの軽減措置を行うための手順と方法(システム)である。このシステムに基づきリスク評価がなされ「極小リスク」の下で管理されていることが認証材はもとより、「SGEC 管理材」の要件となる。

4.2 COC 認証規格

4.2.1 COC 認証は、SGEC 規準文書 4:2021「SGEC 森林及び森林外樹木産品の COC-要求事項」に基づき行われなければならない。

4.3 COC 認証の取得

4.3.1 COC 認証の取得を希望する者は、SGEC-COC 認証機関として SGEC の公示を受けた公示認定認証機関に申し込み、認証審査を受け、SGEC が定める認証規格に適合した COC 管理を実施していると認められた場合には、SGEC 認証を取得することができる。

注意書:SGEC-COC 認証機関の要件は、SGEC 基準文書 5-2「SGEC/PEFC-COC 認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」で定める。

4.3.2 COC 認証の取得を希望する者は、COC 組織(企業等)の状況に応じ、効率的、効果的な COC 認証の取得のため、次のいずれかの種類の COC 認証を取得することができる。

1) 個別 COC 認証

個別認証は、単独の COC を単位とした COC 認証である。

(2) マルチサイトの組織の COC 認証

単一の認証書の下に複数の生産拠点を有する組織、即ちマルチサイトの組織の COC 認証である。その特性としては、特に小規模な独立企業のグループにおける COC の実施や認証を可能とする。なお、マルチサイトの組織の COC 認証を実行するための要求事項は SGEC 規準文書 4「SGEC 森林及び森林外樹木産品の COC-要求事項」の付属書2「マルチサイトの組織の COC 認証を実行」で定める。

4.3.3 COC 組織(COC 認証取得企業等)の認証対象業種は、認証された森林から生産される生産物の生産(非木質生産物の採取を含む。)、加工、流通、生産物を利用した建築、製紙業、印刷・製本業等及び森林環境サービス等森林及び林産物に係るすべての業種とする。

4.4 COC 認証の管理

4.4.1 COC 認証の有効期間は、5 年間とし、この期間が経過するとその効力を失う。COC 認証組織(企業等)が、継続して COC 認証を受けようとする場合には、その時点で有効な SGEC 認証規格に基づき、更新のための認証審査を受けなければならない。

4.4.2 COC 組織は、COC 認証を受けた認証機関により、認証生産物の取り扱い状況等について、その時点で有効な SGEC 規格に基づき、年1回 COC の定期審査を受けなければならない。なお、他の認証機関に交代して定期審査を行わせる場合には、その時点で当該交代した認証機関による本基準文書 4.3 の COC 認証を改めて受けなければならない。ただし、当該認証を実施した認証機関が ISO/IEC 17065 の 6.2.2(外部委託)に準じた要求事項のもとで行った認証審査結果に基づき定期審査を実施するに必要な情報を当該交代する認証機関に提供する場合にあっては、当該 COC 組織は上記 4.3 に規定する COC 認証を改めて受けることを要しないものとする。

4.5 COC 認証公示等

4.5.1 認証機関は、COC を認証した場合並びに更新及び定期審査を行った場合には、SGEC/PEFC ジャパンに報告をしなければならない。

4.5.2 SGEC/PEFC ジャパンは、前記 COC の認証及び更新審査を受けた COC を公示する。
注意書:COC 認証が公示された組織は、SGEC/PEFC ジャパンの HP で公表する。

4.6 認証生産物の取り扱いの休止

4.6.1 COC 組織が、認証生産物の取り扱いを休止しようとする場合には、当該認証組織は、当該 COC 認証を行った認証機関に、その旨申し出ることができる。

4.6.2 当該認証機関は、前項の申し出があった場合には、定期審査における現地審査を文書審査(例えば各工程の分別・管理状況を示す写真、動画等を含む。)で代替することができる。但し、代替可能期間は2年を超えないものとする。

4.6.3 前項の COC 組織が、休止以降、当該認証機関に認証生産物の取り扱いを再開したい旨を申し出た場合は、当該COC認証の有効期間内にある場合には、当該認証機関は、定期審査を実施し、当該 COC 組織の COC 認証の休止を解くことができる。

4.6.4 当該認証機関は、前項の措置を行った場合には、SGEC/PEFC ジャパンにその旨報告することとする。

4.7 COC 認証の取消し

4.7.1 認証機関は、次のいずれかの事実が判明した場合は、当該 COC 組織の COC 認証を取り消さなければならない。

- (1) 更新のための認証審査及び定期審査において是正することとした重要な措置が講じられていない場合
- (2) 重大な違法行為等を行っていることが判明した場合
- (3) 当該認証生産物に非社会的な事実が判明した場合
- (4) その他認証製品の管理が COC 認証基準から著しく乖離している場合

4.7.2 認証機関は、前項の COC 組織を取消した場合には、当該 COC 認証組織(企業等)にその旨通知するとともに、SGEC/PEFC ジャパンに同様の報告を行わなければならない。

4.7.3 SGEC/PEFC ジャパンは、前項の報告を受けた場合には、当該 COC 認証の公示を抹消する。

4.8 COC 公示料

4.8.1 COC 証取組織(企業等)は、付属書 2 に定める COC 公示料について当該認証機関を通じて SGEC/PEFC ジャパンに支払わなければならない。なお、前項に基づき同認証が抹消された場合、すでに納付された同公示料は返却しない。

5. 認証機関

5.1 認証機関の要件

5.1.1 認証機関は、「森林管理を対象として認証審査する機関」及び「認証生産物を取り扱う COC を対象として認証審査する機関」とに区分し、その要件は、「森林管理を対象として認証審査する機関」については、SGEC 規準文書 5-1:2021「SGEC-森林管理認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」とし、「認証生産物を取り扱う COC を対象として認証審査する機関については、同 5-2:2021「SGEC/PEFC-COC 認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」とする。

5.1.2 認証機関は、国際認定フォーラム(IAF)の国際相互承認協定(MLA)に署名した認定機関によって、「森林管理を対象として認証審査する機関」については SGEC 規準文書 3 及び関連する規格の認定範囲で、また、「認証生産物を取り扱う COC を対象として認証審査する機関」については SGEC 規準文書 4 及び PEFC ST 2003 の「PEFC-COC 国際規格」並びに関連する規格の認定範囲で、それぞれ「製品認証機関に関する国際規格(ISO/IEC 17065)」により適合している旨の認定がなされなければならない。

注意書 1「ISO/IEC 17065」は、製品やサービスを認証する認証機関が公平な審査ができる能力を有するための要求事項を規定する国際規格である。

注意書 2:組織は、PEFC 国際制度との相互承認の下で、SGEC 及び PEFC の両認証製品を扱う機会を有することから、「認証生産物を取り扱う COC を対象として認証審査する機関」の認定範囲には、SGEC 規準文書4:2021 の「SGEC-COC 認証規格」に加えて、PEFC ST 2003「PEFC 国際 COC 規格」に照らした認証業務を実行する認証機関—要求事項」で規定する「PEFC-COC 認証規格」を含めなければならないとした。

5.1.3 認証機関は、日本において法人登記がなされていなければならない。

5.2 認証機関の公示等

5.2.1 認証機関の公示を受けようとする機関は、次の事項を記載した申請書を SGEC/PEFC ジャパンに提出しなければならない。

(1)機関の名称及び代表者の氏名並びに住所

(2)組織及び業務の概要

(3)申請書には、次に掲げる書類を添付する。

a)定款又は寄付行為

b)認定機関の認定書

c)直近の会計書類及び事業計画

d)その他必要な資料

5.2.2 SGEC公示を受けた認証機関は、「5.1.1」で規定するSGECが認証機関に対する要求事項を満たしていなければならない。

5.2.3 SGEC公示を受けようとする認証機関は、その認証の対象範囲、認証の種類(森林管理認証及び/又はCOC認証)並びに認証の対象となる規格を明確にしていなければならない。

5.2.4 認証機関のSGEC公示に当たっては、認証機関がSGEC/PEFCジャパンによって承認された認定機関による有効な認定を有していなければならない。

注意書:SGEC/PEFCジャパンによって承認された認定機関は、現在、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)がある。

5.2.5 認証機関のSGEC公示は、SGEC/PEFC ジャパンと当該認証機関との間で締結される契約に基づくものでなければならない。

5.2.6 認証機関は、SGEC/PEFC ジャパンに対し、付属書1(SGEC/PEFC FM、COC またはプロジェクト認証 報告書様式)に基づき、顧客組織に授与した認証に関する審査及び「7 SGEC 情報及び登録システム-データの管理」に関する情報を提供しなければならない。

5.2.7 認証機関のSGEC公示において、認証機関に対する差別的な扱いを含んではならない。

5.2.8 認証機関の公示の有効期間は、認定有効期間を基本とする。

5.2.9 認証機関の公示の終了又は中止は、前各号で定める要件を満たさない場合とする。

6. SGEC 商標

6.1 SGEC 商標とその目的

6.1.1 SGEC 商標の目的は、認証主張やラベルを通じて、森林及び森林外樹木製品の由来が持続可能な管理が行われた森林や出処に問題のないことに関する情報を正確かつ検証可能な情報として提供することにある。

6.1.2 SGEC の商標は、「持続可能な森林管理を通じて、自然環境の保全に貢献するとともに、

地域における循環型社会の形成に寄与する。」ことを旨とする SGEC 認証制度の理念に相応しい色調とデザインとし、SGEC のアイデンティティを視覚的に表すものとする。



6.1.3 SGEC 商標について、その使用者が SGEC のロゴと SGEC のイニシャル、それに関連する主張及び/又は宣言を正確かつ検証可能で、適切に使用することを確実にしなければならない。

6.1.4 SGEC 商標の法的な保護、同商標を使用する権利、同商標使用の種類、同商標の製品上・製品外の使用に関する要求事項などは、「SGEC 規準文書 6:2021 「SGEC 商標使用規則-要求事項」及び SGEC 規準文書 6-1:2021 「SGEC/PEFC ジャパンによる SGEC 商標使用ライセンスの発行」に定める。

6.2 SGEC ラベルの使用

6.2.1 SGEC ラベルの使用は、SGEC 規準文書 6:2021「SGEC 商標規則」によらなければならない。

6.2.2 SGEC ラベルは、次の 2 種類に分類される。

- (1)「SGEC 認証」ラベルは、製品上に使用される一般的なラベルである。製品に含まれる森林及び森林外樹木産原材料の少なくとも 70%以上が SGEC 認証原材料であり、リサイクル原材料の含有率が 100%未満である場合に使用が可能である。
- (2)「SGEC リサイクル」ラベルは、製品が 100%SGEC リサイクルと分類される原材料のみを含む場合のみ使用される。
- (3) なお、「100%SGEC 認証」、即ち、SGEC 認証森林由来の原材料のみを含む場合には、「100%SGEC 由来」の主張が付して納入することができる。

6.2.3 商標の使用は製品上使用(オン・プロダクト)と製品外使用(オフ・プロダクト)がある。

- (1) 製品上使用は、SGEC 認証原材料又は製品に言及するか、又は一般消費者が特定の製品に言及していると理解することができるような SGEC 商標の使用である。
- (2) 製品外使用は、SGEC 商標の製品上使用以外の使用であり、SGEC 認証森林に由来する特定の製品や原材料に言及しないものである。例えば普及用印刷物などがこれに当たる。

6.2.4 SGEC 商標使用者は次の 4 グループに分けられる。グループ A 及び D は製品外使用に限られる。

(1)グループ A:

日本においては、「SGEC/PEFC ジャパン」が該当する。

(2)グループ B:

SGEC 認種制度に基づく持続可能な森林管理(SFM)規格の認証を受けた主体である。

(3) グループ C:

SGEC-COC 規格の認証を受けた主体である。

(4) グループ D:

その他の使用者(A、B、C に属さない組織やその他の主体で、小売業者、研究・教育施設、認証機関、認定機関、政府系組織、NGO などが対象である。

6.3 SGEC 商標使用ライセンス

6.3.1 SGEC 商標は、SGEC/PEFC ジャパンが発行した SGEC 商標使用ライセンスによる権限の下に使用されなければならない。SGEC 商標使用ライセンスを取得した場合には、当該取得者のライセンス番号が発行される。

注意書:グループ森林管理認証やマルチサイト組織による COC 認証のように複数の主体を適用範囲に含む場合は、個々の主体が商標使用ライセンスの申請をしなければならない。

6.3.2 SGEC/PEFC ジャパンは、ライセンスの手順を文書として有し、その文書は下記を確実にするものでなければならない。

(1) ライセンスは、商標使用の申請者と SGEC/PEFC ジャパンとの間のライセンス契約(商標使用契約)の約定(署名)を通じて取得されなければならない。

(2) 商標使用者は、SGEC 規正文書 6:2021「SGEC 商標使用規則」及び SGEC 規正文書 6-1:2021「SGEC/PEFC ジャパンによる SGEC 商標使用ライセンスの発行」を遵守しなければならない。

(3) 商標使用の適用範囲は明確に定められていなければならない。

6.3.3 商標使用ライセンス番号は、SGEC の COC の実行のために主張を伝える場合以外には商標を使用するごとに当該商標に付随させなければならない。

6.3.4 SGEC/PEFC ジャパンは、SGEC 文書 6:2021「SGEC 商標使用規則」の要件に違反があった場合は、SGEC/PEFC ジャパンはライセンスを解約することができる。

7. SGEC 情報及び登録システム-データの管理

7.1 「SGEC 情報及び登録システム」の概要

SGEC/PEFC ジャパンは、「SGEC 情報及び登録システム」として、PEFC 認可団体のデータベースの操作性と完全性を確保するためのシステムとして管理されている「PEFC 情報及び登録システム」(データベース・マネジメントシステム(DBMS))を使用する。日本国内における SGEC/PEFC 認証書と認証主体、SGEC/PEFC 商標使用ライセンス、SGEC/PEFC 公示認証機関及び SGEC/PEFC 認証製品などの「SGEC 情報及び登録システム」に関連データは、「PEFC 情報及び登録システム」に登録され、「SGEC 情報及び登録システム」は「PEFC 情報及び登録システム」の一部として管理される。

7.1.1 「SGEC 情報及び登録システム」の管理は、SGEC ガイド文書7:2021「SGEC 情報及び登録システム-データに関する要求事項」及び PEFC GD 1008:2019「PEFC 情報および登録システム-データに関する要求事項」に基づき実施される。

7.2 「SGEC 情報及び登録システム」の目的

「SGEC 情報及び登録システム」の目的は、「PEFC 情報及び登録システム」を使用することによって、認証取得組織、認証機関及び個人に対し下記を可能とする信頼ある情報を提供することにある。

- 認証書及び主体のSGEC/PEFC承認状態に関する有効性を検証するデータ
- SGEC/PEFC商標使用ライセンスの保有者を確認するデータ
- SGEC/PEFC認証サービスを提供する認証機関を検索するデータ
- SGEC/PEFC認証製品の供給者を検索するデータ

さらに、「SGEC情報登録システム」は、内部や外部で使用されるSGECの統計及びSGECの実績のモニタリングに関わるデータを提供する。

SGEC/PEFC ジャパンは、「PEFC 情報及び登録システム」を使用するに当たって、すべての使用者が求める「SGEC 情報及び登録システム」のデータの完結性と正確性を確保するために、そのデータの最新状態を維持する。

7.3 「SGEC 情報及び登録システム」の管理

「SGEC 情報及び登録システム」については、SGEC/PEFC ジャパン(事務局)が PEFC 評議会に「PEFC 情報及び登録システム」の管理に必要なデータを提供し、全 PEFC 認可団体が参画する PEFC システムの下で、同システムのうち一部として管理される。即ち、SGEC ガイド文書7:2021「SGEC 情報及び登録システム-データに関する要求事項」及び PEFC GD 1008:2019「PEFC 情報および登録システム-データに関する要求事項」のそれぞれ「4 及び 5」において、SGEC/PEFC ジャパンを含む PEFC 認可団体、「PEFC 情報及び登録システム」に登録されるデータ要素に関する要求事項を定め、本項に基づくデータを PEFC 評議会に提供し、PEFC 評議会は PEFC システムの下で、SGEC/PEFC ジャパンを含む PEFC 認可団体の全データを管理する。SGEC システムは、PEFC 認可団体の全データが管理される PEFC システムのデータの一部として管理される。

7.4 「SGEC 情報及び登録システム」の登録データの公表

SGEC/PEFC ジャパンは、「PEFC 情報及び登録システム」に登録されたデータのうち、SGEC 認証制度に係る部分を抜粋し、「SGEC 情報及び登録システム」の登録データとして管理し、SGEC/PEFC ジャパンのウェブサイトで公表する。

8. SGECに関する苦情の処理

8.1 苦情に対する対応

8.1.1 SGEC/PEFC ジャパンは、SGEC 認証制度に関して苦情の申し出があった場合には、迅速かつ公正に対応し、説明責任を果たすことにより、SGEC 認証制度に対して十分な理解を得られるよう努めなければならない。

8.1.2 SGEC/PEFC ジャパンは、PEFC 評議会との日本国内の PEFC 国際森林認証制度の管理に関する契約(2016 年締結)に基づく委任団体としての権限に基づき、国内における PEFC 認証制度に対する苦情について、PEFC 評議会と協議の上本規則に準じて同評議会を代行して対応する。

8.2 苦情の処理

8.2.1 苦情の処理は、SGEC ガイド文書 8:2021「SGEC 苦情処理規則」に基づき適切に処理しなければならない。

8.3 苦情の受理

8.3.1 苦情処理の事務は、SGEC/PEFC ジャパンの事務局が所管し、同事務局内に苦情処理に関する常設窓口(責任者:事務局長)を設置する。

8.3.2 事務局長は、提案のあった苦情について、「SGEC ガイド文書 8:2021」に基づき検証を行い、当該苦情の受理の諾否について SGEC 監事と協議の上決定しなければならない。

8.3.3 事務局長は、前項の当該苦情の受理の諾否について決定した場合は、遅滞なく当該申立人に、その決定について通知しなければならない。

8.4 苦情の措置

8.4.1 SGEC 監事は、前項の苦情の受理に関する通知を受けた場合は、必要なすべての情報の収集とその検証を行ったうえで当該苦情の公平な評価を行い、当該苦情に対する是正及び予防の措置を策定し、SGEC 理事会の了承を求めなければならない。

8.4.2 SGEC 会長は、前項の当該苦情に対する是正及び予防の措置について、当該苦情を申し出た者に対して通知しなければならない。

8.4.3 SGEC 会長は、前項の措置を行った場合には、同理事会及び同監事並びに同総会に報告しなければならない。

附則

施行日は、2021 年6月1日とする。

付属書1

森林認証(FM 及び COC)の定期審査に係る調査事項

SGEC 規準文書 1 :2021 SGEC 認証制度の管理運営規則の 3.4 森林管理認証の管理 の 3.4.2 及び 4.4 COC 認証の管理の 4.4.1 の定期審査における調査事項は、次のとおりとする。

1. 森林管理認証 定期審査の調査事項

- (1) 森林管理(森林管理計画等)の実施状況の確認
- (2) 「(1)」に関連する書類の確認
- (3) 主伐及び間伐(面積、伐採量)並びに造林(新植、下刈、除伐及び天然林施業の面積)の実績の確認
- (4) 審査経過
- (5) 定期審査結果

2. COC 認証 定期審査における調査事項

- (1) 各工程の分別・管理状況の確認
- (2) 「(1)」に関連する書類の確認
- (3) SGEC認証原材料の入荷量、在庫量、認証製品の出荷量(ロゴマーク等で表示し認証製品として出荷したもの)の確認
- (4) 審査経過

SGEC 規準文書1

付属書 2

森林管理認証公示料及び CoC 公示料

(1) 森林(FM)認証公示料 (年額)

1件当たり

1,000ha未満 10,000円

1,000ha以上 1ha増す毎に 4円

上限定額 60,000円

(2) COC 公示料

カテゴリー	木質製品製造・ 販売額(億円)	業態	公示料	備考
1	~0.5		15,000	
2	0.5~1.5	通常	25,000	
		流通	20,000	
3	1.5~15	通常	60,000	
		流通	50,000	
4	15~150	通常	140,000	
		流通	120,000	
5	150~500	通常	190,000	
		流通	160,000	
6	500~	通常	400,000	
		流通	360,000	

SGEC 規準文書1

付属書 3-1

SGEC/PEFC FM 認証報告書様式

SGEC/PEFC FM 認証 報告書

1 報告年月日 年 月 日

2 報告の種類（該当するものに○印を付す） 新規 / 定期 / 更新 / 取消

3 認証機関	日本語	English
認証機関名		
審査機関(認証機関と審査機関が異なる場合)		
認定機関・認定番号		

4 認証の種類（該当するものに○印を付す）

SGEC-FM: 個人 / グループ: (主体 / 加盟者)

5 認証取得者情報

認証取得者(組織) グループ°主体又は加盟者		
代表者氏名、肩書き		
郵便番号		
住所		
TEL		
ウェブサイト URL		
担当者氏名・肩書		
担当者メール		←ハイパーリンクは削除
PEFC 登録用アドレス *		
年間伐採量		

6 認証情報（認証書を添付）

認証書の初回発行日		
-----------	--	--

認証書の最新更新日		
認証書有効期限		←取消、一時停止の場合、その日付
認証書番号		
認証書支番号 *		
認証ステータス	(有効/一時停止/失効)	
ロゴ使用者グループ		
ロゴライセンス番号		←有効期限は認証書と同一

7 認証森林に関する情報

FM 認証規格(規格バージョン)		
認証林面積		
市町村別面積		
気候帯	(亜熱帯/温帯/亜寒帯)	
森林タイプ	(人工林/天然林別面積<ha>)	
主な樹種名		

8 グループ認証の場合

加盟者数(グループ主体も含む)		←グループ主体も含む
加盟者		
市町村別面積(ha)		
サンプリングの実施状況		

審査調書報告書情報

マネジメントシステムの実施状況・外部委託の実施状況		
認証 審査 結果	審査申請年月日	
	審査期間	
	現地審査期間	
	審査の結果	
認証審査の判定結果		

注:

- ・本報告書は、新規審査、更新審査、及び定期審査(変更のある場合)を実施した場合に提出する。
- ・森林タイプについては、人工林、天然林それぞれの面積を記載する。
- ・外部委託を含むプロセス・行為についてはその概要を記載
- ・グループ認証審査: サンプルサイズの計算、該当するサンプリングの正当性を証明する理由、及び審査を受けたサ

イトを記載

・マネジメントの実施状況： 文書管理、記録の管理、マネジメントレビュー、内部監査、是正措置、予防措置等の概要について記載

・認証審査の所見： ①適用された認証基準との適合又は不適合を示す所見の呈示、②提示された是正措置、③前回提示された是正措置の評価、及び④認証の結論を記載

SGEC 規準文書1

付属書 3-2

SGEC/PEFC COC 認証報告書様式

SGEC/PEFC COC 認証 報告書

1 報告年月日 年 月 日

2 報告の種類（該当するものに○印を付す）

新規 / 定期 / 更新 / 取消

3 認証機関	日本語	English
認証機関名		
審査機関（認証機関と審査機関が異なる場合）		
認定機関・認定番号		

4 認証の種類（該当するものに○印を付す）

SGEC-COC/PEFC-COC: 個人 / マルチサイト / グループ: (主体 / 参加者)

5 認証取得者情報

認証取得者（組織）		
マルチサイト / グループ主体又は加盟者		
代表者氏名・肩書		
郵便番号		
住所		
TEL		
ウェブサイト URL		
担当者氏名・肩書		
担当者メール		←ハイパーリンクは削除
PEFC 登録用アドレス *		

6 認証情報(認証書の添付)

認証書の初回発行日		
-----------	--	--

認証書の最新更新日		
認証書の有効期限		←取消、一時停止の場合、その日付
認証書番号		
子認証書番号 *		
認証ステータス	(有効/一時停止/失効)	
ロゴ使用グループ		
ロゴライセンス番号		←有効期限は認証書と同一

7 認証製品に関する情報

COC の管理方式	物理的 / パーセンテージ	
産業セクター <付属書1>		
製品カテゴリー1		
2		
3		
製品の説明		
加盟社の年間総売上合計	百万円	
加盟社の木材・木製品に係る年間売上高	百万円	
主な樹種名(該当する場合)		

8 マルチサイト/グループ認証の場合

サイト・加盟者数		←メインサイト含む
サイト名・加盟者名		
マルチサイト組織の場合: サンプリング審査の実施状況		

審査調書報告書情報

マネジメントシステムの実施状況、 外部委託の実施状況	
サイト・製品グループ毎に (必要に応じて行を追加)	
サイト名・製品グループ名	
COC 方式	

	ロゴ使用	
	DDS 要求事項	
	現地審査・遠隔審査	
認証 審査 経過	審査申請年月日	
	審査期間	
	現地審査機関	
	審査の結果	
認証審査の判定結果		

注:

- ・本報告書は、新規審査、更新審査、及び定期審査(変更のある場合)を実施した場合に提出する。
- ・「COC 対象製品」欄は SGEC 附属文書 2-10-5「SGEC 附属文書 2-10」SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項の「Ⅲ.3.4.4.d」の「SGEC の対象製品」について」に示す製品分類コードを記述する。また、「製品名」はブランド名、「製品内容」は「構造用集成材」等製品の具体的な内容を記載する。
- ・外部委託を含むプロセス・行為についてはその概要を記載
- ・マルチサイト審査: サンプルサイズの計算、該当するサンプリングの正当性を証明する理由、及び審査を受けたサイトを記載
- ・マネジメントの実施状況: 文書管理、記録の管理、マネージメントレビュー、内部監査、是正措置、予防措置等の概要について記載
- ・現地審査: その実施の有無を記載
- ・遠隔審査: その実施の正当理由及び採用された情報通信技術とその正当理由を記載
- ・認証審査の所見: ①適用された認証基準との適合又は不適合を示す所見の呈示、②提示された是正措置、③前回提示された是正措置の評価、及び④認証の結論を記載

SGEC 規準文書1

付属書 3-3

SGEC/PEFC プロジェクト認証 報告書様式

SGEC/PEFC

プロジェクトCOC 認証 報告書

1 報告年月日 年 月 日

2 認証機関	日本語	English
認証機関名		
審査機関（認証機関と審査機関が異なる場合）		

3 認証の種類（該当するものに○印を付す。）

SGEC-COC/PEFC-COC プロジェクト認証

4 プロジェクト情報

認証取得者(組織)		
プロジェクト名		
プロジェクト代表者・管理主体(肩書き)		
郵便番号		
プロジェクトの住所		
TEL		
企業ウェブサイト URL		
担当者名(肩書)		
担当者メール		←ハイパーリンク削除
プロジェクトメンバー		
全体認証か部分認証か (部分の場合はその箇所名)		

5 認証情報（認証書の添付）

認証書番号	-project	
-------	----------	--

認証書発行日		
認証ステータス	有効	
ロゴライセンス番号		

6 プロジェクトに関する情報

COC 認証規格		
COC の管理方式	パーセンテージ	
産業セクター	建築	
プロジェクトの概要		

SGEC 規準文書1

付属書 4

SGEC 文書管理について

1. 適用範囲

この文書は、一般社団法人緑の循環認証会議(SGEC/PEFCジャパン)の文書管理について定める。

2. SGEC文書の分類

2.1 SGEC規準文書:SGEC認証制度の規準を規定した文書

2.2 SGECガイド文書:SGEC認証制度の規準を解説した文書

2.3 SGEC参考文書:SGEC認証制度の管理運営に当たって参考となる文書

注意書 SGEC 文書を次のように分類し整理する。

- ① 規準文書:SGEC 認証制度の管理運営を規定する規格とする。規格の末尾に添付する付属書は、「細部の規格」とする。
- ② ガイド文書:「規格の解説(ガイド)」として整理する。(規格ではない)
- ③ 参考文書:規格の運用に当たって参考となる資料、若しくは外部機関が作成した参考となる資料とする。

3. SGEC文書の表示

3.1 SGEC規準文書

3.1.1 正式表示

文書名・文書番号 例えば SGEC規準文書1

決議機関 制定年 例えば 理事会 2019

最終改正年月日 例えば 2019,4,1

3.1.2 略称

文書名・文書番号・制定年若しくは最終改正年

例えば、SGEC基準文書1:2019

3.2 SGECガイド文書

文書名・文書番号・制定年(若しく最終改正年)

例えば、SGECガイド文書1:2019

3.3 SGEC参考文書

文書名・文書番号・制定年(若しく最終改正年)

例えば、SGEC参考文書1:2019

SGEC 規準文書1

付属書 5

SGEC/PEFC 顕彰に関する文書

序文

この文書は SGEC/PEFC 顕彰に関する規定を定める。

1. 目的

SGEC/PEFC 認証制度の普及・啓発に貢献のあった団体及び個人、若しくは SGEC が主催するコンテスト等(以下「コンテスト等」という。)において優秀な成績を収めた者を顕彰し、SGEC/PEFC 認証制度の拡大・発展に資する。

2. 顕彰の基準

SGEC/PEFC 認証制度の拡大・発展を展開していくうえで、模範となる普及・啓発活動若しくは事業を実施した団体及び個人、並びにコンテスト等において優秀な成績を収めた者に感謝状又は表彰状を贈呈することとし、その基準は次による。

- (1) SGEC 認証森林の管理・経営又は SGEC/PEFC 認証制度をツールとした活動を通じて、SGEC/PEFC 認証制度の普及・啓発に多大の貢献があった者
- (2) SGEC/PEFC 認証材の普及・拡大のモデルとなる公共建築物、住宅その他建造物及び家具その他認証製品を建造・製造し、SGEC/PEFC 認証材の普及・啓発に多大の貢献があった者
- (3) SGEC/PEFC 認証材・製品と消費者を結ぶモデル的なネットワークを構築し、SGEC/PEFC 認証材の普及・啓発に多大の貢献があった者
- (4) その他 SGEC/PEFC 認証制度・認証材の普及・啓発に多大の貢献があった者、若しくはコンテスト等において優秀な成績を収めた者、また上記以外に、SGEC/PEFC 森林認証製品の適正な利用を促進する事業所を優良事業所として証することができる。

3. 顕彰の推薦及び決定

顕彰(感謝状又は表彰状の贈呈)の推薦及び決定は、別紙様式により認証関係団体他各界の推薦に基づき、SGEC 規格管理委員会で調査・審議して顕彰を推薦する候補者を決定し、SGEC 評議委員会の意見を聴き、SGEC 理事会で顕彰する者を決定する。

なお、コンテスト等において優秀な成績を収めた者等に関しては、会長が指名する有識者で構成するコンテスト等の選考委員会において別紙様式により推薦を受けた者を顕彰する者として会長が決定する。

また、前項 SGEC/PEFC 森林認証製品の適正な利用を促進する優良事業所は会長がこれを決定することができる。

4. 顕彰の方法

顕彰は、前「3」の決定の基づき SGEC 会長が行う。前項の顕彰は、SGEC/PEFC が主催するフォーラム、セミナーの席等で行う。

別紙様式

SGEC/PEFC 顕彰対象者の推薦

団体名 代表者名(個人の場合は氏名 所属団体名)	
団体(個人)の所在地・住所 電話番号、FAX 番号 E-mail	
団体の概要(個人の場合は活動の概要)	
〈顕彰する活動・事業内容若しくは作品等〉	
〈顕彰する活動・事業内容等の効果〉	
〈その他特記事項〉	

注意書:必要な関連資料を添付する。